

PACTE法によるフランスの拠出建て上乗せ年金制度の改革

柴田 洋二郎
中京大学 法学部 教授

【記事情報】

掲載誌：年金研究 No.27 pp. 20-54 ISSN 2189-969X

オンライン掲載日：2025年12月3日

掲載ホームページ：<https://www.nensoken.or.jp/publication/nenkinkenkyu/>

論文受理日：2025年6月1日 論文採択日：2025年11月17日

DOI：https://doi.org/10.20739/nenkinkenkyu.27.0_20

要旨

フランスには、強制加入・賦課方式・報酬比例給付を特徴とする強制加入の年金制度に加え、任意加入・積立方式による上乗せの年金制度が存在する。現在のところ、上乗せ制度は、強制加入制度に対して副次的な位置づけにとどまるため、先行研究も極めて少ない。しかし、給付総額や掛金額等が少しづつ上昇しており、今後、上乗せ制度の役割が大きくなっていく可能性があり、近年の動向とその特徴を把握しておくことは重要であると思われる。

2019年のPACTE法は、従前、多様に存在していた拠出建て上乗せ制度を、引退貯蓄制度(PER)に編成し直す抜本的な改革を行った。PERにより、拠出建て制度に共通の法規制(特に、税制および社会保障負担上の優遇を受ける条件)が設けられ、また、貯蓄額の移換や早期引出し、受給方法が柔軟化された。

これらは、拠出建て上乗せ制度を、①利用者にわかりやすくし、また、②利用者のニーズに合わせて利用しやすくしたものである。しかし同時に、拠出建て上乗せ制度の「老齢リスクのカバー」(社会保障の補足)としての性格が弱まり、経済政策としての側面が重視されるものとなっている。

1 はじめに

1.1 フランスの年金制度の概要

わが国の年金制度の体系を説明する際には、公的年金（国民年金および厚生年金）と私的年金（企業年金など任意加入の制度）に分類されることが多いが、フランスでは、公的年金、私的年金という呼称は一般的ではなく、強制加入制度（régime obligatoire）と上乗せ制度（régime supplémentaire）¹に分類される（以下、本稿もこれらの呼称に従う）。

強制加入制度について、フランスの老齢保険（assurance vieillesse）制度には、加入が義務づけられ（強制加入）、賦課方式で運営され、報酬比例給付を行うことを共通点とする基礎制度（régime de base）と補足制度（régime complémentaire）がある²。これらはいずれも労使が運営・関与する。補足制度は2階部分にあたり、1階部分である基礎制度の支給水準の低さを補うため、企業内の福利厚生として労働協約に基づく私的な制度として発展してきたが、現在では強制加入となっている。

これに加えて、3階部分に上乗せ制度が存在している。上乗せ制度に法律上の定義はないが、公的機関の報告書³では、①企業がその雇用する被用者に提案する法律上強制加入とはされていない積立方式の任意の年金制度、および、②個人向け引退貯蓄⁴商品とされている（そのため、わが国における企業年金のほか、多様な制度が含まれることに留意されたい）。

1.2 フランスの年金制度の実態

法律上、フランスの社会保障法典 L.111-2-1 条は、「国民は、世代を結びつける社会契約の中核として賦課方式による老齢年金を選択することを厳粛に再確認する」と規定している。このことが示すように、（賦課方式ではない）上乗せ制度による給付は、（賦課方式による）強制加入制度を含めた年金制度全体のなかでは副

¹ 再補足制度（régime surcomplémentaire）とも呼ばれる。

² フランスの年金制度の体系や概要について、さしあたり笠木（2024, p.72）を参照。

³ DREES (2025, p.238)

⁴ 引退貯蓄（épargne retraite）について、2010年11月9日の法律（n° 2010-1330 : 2010年年金改革法）107条は、「法的に強制加入とされている賦課方式による年金制度から支給される給付を補完するもので、私的にまたは職業活動に際して行った任意または義務的な拠出から個人的または集団的に形成した貯蓄による資金を、引退後に、利用することができる」ものと定めている。

なお、フランス語では、「引退」を指す単語も「年金」を指す単語も、どちらも "retraite" である（小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編（1988, p.2123））。このことは、フランスでは（フランス人にとっては）、強制加入制度から年金を受給できるときが引退のタイミングであること、つまり、年金受給開始と引退は一体をなしていることを示している（脚注 15 も参照）。

次的なものにとどまる。

実際、年金制度全体に占める上乗せ制度からの給付総額の割合は 2%前後にすぎない⁵。それでも、上乗せ制度からの給付総額、掛金総額、年金制度全体に占める上乗せ制度に拠出された掛け金総額の割合は、上昇傾向にあることから⁶、今後上乗せ制度の比重が徐々に大きくなっていく可能性がある⁷。また、2019年のPACTE 法(略語については文末に略語表を掲載している)とそれに基づく諸法令により、抜本的な改革が行われたことも考えると、大きな動きのみられる分野が上乗せ制度である。

それにもかかわらず、上乗せ制度を対象とした邦語研究は非常に少ない⁸。そこで、本稿では、上乗せ制度の概要を示した後（2）、PACTE 法による拠出建て上乗せ制度の改革である引退貯蓄制度（PER。図 1 の網掛け部分）の内容を明らかにし（3）、PER が上乗せ制度に与えた影響を検討する（4）。

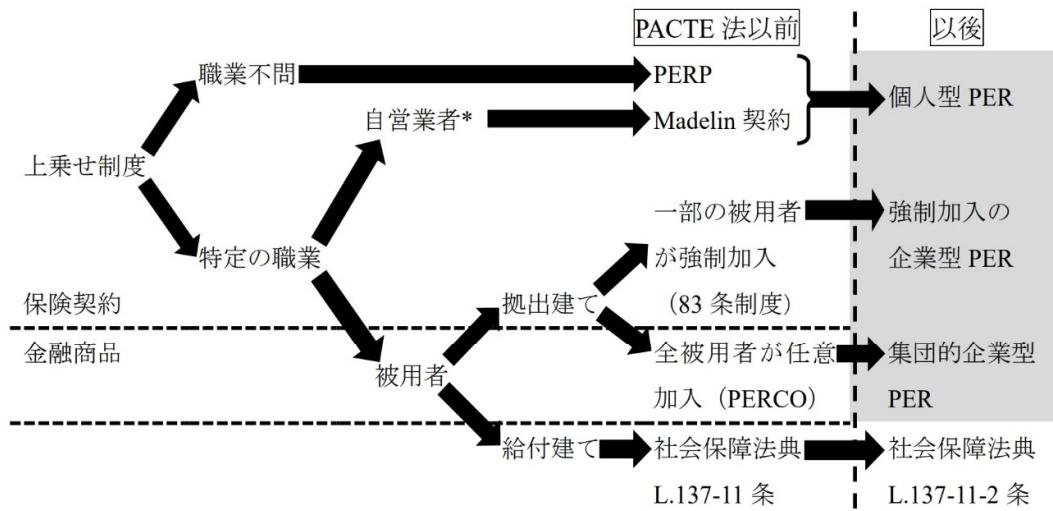
⁵ DREES (2025, p.258) また、1人当たりの受給額をみると、2023 年で強制加入制度からの平均年額は 19,992 ユーロ（月額 1,666 ユーロ）なのに対し、上乗せ制度からの平均年額は個人型の拠出建て制度で 1,820 ユーロ、団体型の拠出建て制度で 2,300 ユーロ、給付建て制度で 7,240 ユーロ（月額 600 ユーロ）となっており、強制加入制度の比重が大きい (*ibid.*, p.267, p.269)。

⁶ 2023 年で、上乗せ制度からの給付総額は 84 億ユーロで、2022 年からの増加はわずかだったが、2020 年から 2021 年は 6.5% 増加していた。掛け金総額をみると、2023 年は 192 億ユーロ（2021 年は 198 億ユーロ、2022 年は 185 億ユーロ）で、2019 年から 2021 年まで 2 年連続で 20%以上増加してきた掛け金総額の動向は収まったが、2018 年から 2021 年の平均では 1 年あたり 15% 近く増大している。これは個人型 PER（後述 2.2）の発展によるものとされている（2023 年で、個人型 PER への掛け金は、上乗せ制度に対する掛け金総額の 46% を占めている）。さらに、年金制度全体に占める上乗せ制度に拠出された掛け金総額の割合は、2010 年から 2019 年は 3.9～4.4% で推移していたのに対し、2020 年から 2023 年は 4.8%～5.6% と上昇傾向にある（以上、*ibid.*, p.248, p.251, p.258）。

⁷ また、2023 年で、上乗せ制度から定期金の形で給付を受けている者は 12.6% であるのに対し、何らかの上乗せ制度に拠出している現役の被用者は 25% いることから、今後上乗せ制度の受給者数が増加していくことが予想される (*ibid.*, p.263, p.270)。

⁸ 嵩（2011）や柴田（2017）等にとどまり、しかも、いずれも PACTE 法以前の研究である。

図1 フランスの主たる上乗せ制度の見取り図と動向



* 特定の職業のうち、民間企業の被用者以外の者を対象とする制度について、自営業者の Madelin 契約以外にも公務員の PRÉFON, 病院勤務者の CRH, 自由業者の FONLIB, 弁護士の AVOCAPI, 医師の CAPIMED, 職人の ARIA 等がある。いずれの制度も個人型 PER に移行する。

出典：筆者作成

2 上乗せ制度の概要—どのような制度が存在しているのか

2.1 PACTE 法以前

従来、上乗せ制度は、職域・企業ごとに複数の制度が併存している状況にあったが、1990年代以降、法制度が整備された。たとえば、社会保障法典に上乗せ制度に関する規定を定める第9巻(livre)を新設する1994年8月8日の法律(n° 94-678 : Veil 法)、積立方式による拠出建ての引退貯蓄基金を創設する1997年3月25日の法律(n° 97-277 : Thomas 法。ただし、政権交代に伴い、施行前に頓挫した)、任意的貯蓄制度(PPESV。後述2.1.4)を定める2001年2月19日の法律(n° 2001-152 : Fabius 法)がある⁹。とりわけ、2003年8月21日の法律(n° 2003-775 : Fillon 法)は、今後、強制加入制度の所得代替率が低下していく

⁹ 以上、嵩 (2006, pp.282 et s) 参照。

との予想を受けて¹⁰、もともと高所得層向けに設けられた引退貯蓄を、より広い人口層に魅力ある制度とすることを目的の1つとしていた¹¹。こうして、同法は、2つの新しい引退貯蓄の仕組みとして、企業引退貯蓄制度（PERE）¹²、引退のための任意的賃金貯蓄労使制度（PPESVR。後述2.1.4）を設け、さらに、給付建ての上乗せ制度の法的枠組みを定めた（社会保障法典 L.137-11条に定める「帽子型」制度（régime "chapeau"）。後述2.1.5）。

これら等により、上乗せ制度には、①職業を問わず個人が加入できる制度（一般引退貯蓄制度（PERP）。後述2.1.1）と、②特定の職業に従事する者が加入できるものがある。また、特定の職業に従事する者が加入できるもの（②）は、③民間企業の被用者以外の者向けの制度（代表的な制度として、Madelin 契約。後述2.1.2）と、④民間企業の被用者向けの制度がある。被用者向けのもの（②④）には給付建てのものがあるが、それ以外は拠出建てである。この拠出建ての制度は、2つの法的カテゴリーに分類される。⑦職業活動の停止に連動して給付が行われる団体生命保険契約（83条制度。後述2.1.3）と、⑧資産管理会社（sociétés de gestion d'actifs）によって提供される金融商品（集団的引退貯蓄制度（PERCO）。後述2.1.4）である。

2.1.1 PERP¹³

すべての者（被用者、公務員、自営業者、失業者、年金受給者等）が対象となる上乗せ制度が、PERP である。Fillon 法 108 条に基づく保険法典 L.144-2 条は、引退のための個人貯蓄制度（PEIR）を創設し、2004 年 4 月 21 日のデクレ¹⁴（n° 2004-346）により、PERP に改称された。PERP に拠出した掛金は、税制上、一定の上限内で加入者の課税所得から控除できる。

PERP により、加入者が、団体保険契約を締結し、強制加入制度における老齢年金の清算日または法定引退年齢に達したとき¹⁵（満期）に、定期金として受給で

¹⁰ 老齢年金制度の中長期の見通しの分析および監視を行う機関である年金方針評議会（COR）は、所得代替率が、2000 年の 78% から 2040 年には 64% になるだろうと推計していた（COR (2001, p.135)）。

¹¹ Montanier and Kovac (2020, p.197)

¹² 83 条制度（後述2.1.3）の一種で、対象カテゴリーの被用者は強制加入し、使用者が財源を負担する、拠出建ての団体保険契約。被用者は、任意で拠出することができる。

¹³ Morvan (2025, pp.1344 et s)

¹⁴ 大統領や首相が制定する命令。

¹⁵ フランスでは、被用者はすべて、老齢年金の受給開始年齢に達して以降、引退を自身で決めることができる（法定引退年齢。労働法典 L.1237-9 条 1 項）。この年齢は現在、62 歳から 64 歳まで段階的に引き上げられている途中にある（社会保障法典 D.161-2-1-9 条参照）。そして、強制加入制度における老齢年金の支給は自動的に行われるのではなく、老齢保険の保険者に清算の申請をする必要がある（若くして就労を開始したロングキャリアの労働者等、一定の条件を満たす場合には、法定引退年齢以前に清算の申請を行うことができる）。

きる（満期前に貯蓄額を引き出すことを「早期引出し」という）。これが PERP の特徴とともに欠点も示していた。すなわち、PERP は、受給方法が定期金のみに限られ、かつ、受給時期が加入者の引退日に限られる¹⁶。そのため、PERP の利用は伸びなかった。

そこで、2006 年 7 月 13 日の法律（n° 2006-872）は、PERP の目的に、加入者が、強制加入制度における老齢年金の清算日または法定引退年齢に達して以降に、初めての主たる住居の取得に充てる貯蓄を形成することを追加した。これにより、初めて主たる住居を購入する場合には、定期金ではなく一時金でも受給できることとなった（ただし、あくまで満期時の受給であって、早期引出しとしてではない）。さらに、2010 年年金改革法 113 条は、老齢年金の清算日に、（理由を問わず）貯蓄額の 20%まで一時金で受給できることを契約で定めることを認め、一時金で受給できる可能性を広げた（これに対し、PER は、加入者の自由な選択により、定期金でも、（全額）一時金でも受給できる点でより自由度が高い。後述 3.7.2）。

また、早期引出しについて、PERP は、①被用者だった加入者の、失業保険からの補償手当の受給期間終了、②非被用者だった加入者の、裁判上の清算（法的倒産手続のひとつ）の判決を受けての職業活動の停止、③加入者の一定等級以上の障害に限り認めていたが、2010 年年金改革法 114 条により、④加入者の過剰債務、⑤加入者またはその配偶者もしくは民事連帯契約（PACS）¹⁷締結パートナーの死亡が加えられた。

2.1.2 Madelin 契約¹⁸

民間企業の被用者以外の者を対象とする代表的な上乗せ制度が、自営業者を対象とする Madelin 契約である。1994 年 2 月 1 日の法律（n° 94-126：Madelin 法）に基づくもので、自営業者 1000 人以上が加入する非営利団体が、団体のメンバーのために上乗せ年金も含む一定のリスクをカバーする団体保険契約を締結する。そして、自営業者が、①掛金の額と拠出頻度が一定であり、②早期引出しが認められる事由が、労働不能となるような障害と裁判上の清算の判決を受けて職業活動を停止する場合に限られる団体保険契約（Madelin 契約）に拠出する掛金は、税制上、一定の上限内でこの者の課税所得から控除される（もっとも、この税制優遇の要件は、PER よりも厳しい。PER は、①定期的な拠出を求めておらず、②早期引出しができる理由もより広範である。後述 3.7.1）。

¹⁶ これに対し、フランスで引退に向けた資産形成手段としてよく利用されている生命保険契約（脚注 82 参照）は、いつでも、しかも契約 8 年経過後は非課税で、解約できる。

¹⁷ 共同生活を組織するために、同性または異性の 2 人の成人間で締結される契約（民法典 515-1 条）。PACS を締結した者は、税制、社会保障、相続等の様々な局面で法的優遇措置が提供される。

¹⁸ Morvan (2025, pp.1342 et s)

2.1.3 83 条制度¹⁹

民間企業の被用者向けの拠出建て上乗せ制度のうち、団体生命保険契約の形をとるものに、83 条制度がある。使用者が、被用者のために締結し、拠出する、掛金額が賃金の一定割合と定められる拠出建ての団体保険契約である（被用者は、自らの負担で任意の補足的な拠出ができる）。制度の創設は任意だが、ひとたび設けられれば、対象とされた被用者（すべての被用者または一部の特定のカテゴリーの被用者）は、強制的に加入する。83 条制度という名称は、租税一般法典 83 条 2° が、この制度への使用者の拠出を、一定の上限まで被用者の所得税の課税基礎から控除することを定めていることによる（さらに、使用者の拠出は、社会保険料の使用者負担分の算定基礎からも控除される。また、被用者の任意的な拠出も上限付で所得税の課税基礎から控除される）。

2.1.4 PERCO

そして、民間企業の被用者向けの拠出建て上乗せ制度のうち、金融商品に当たるのが PERCO である。Fabius 法 16 条は、被用者（および被用者 100 人以下の企業の経営者）のために PPESV を設けた。PPESV は、被用者が賃金貯蓄 (épargne salariale)²⁰ として獲得した額を拠出する（被用者の任意の拠出や企業による拠出額の上乗せもできる）もので、拠出額は 10 年間引き出せず、受給方法は定期金ではなく一時金だった。その意味で、PPESV は、必ずしも老後の所得保障（老齢年金の上乗せ）ではなかった。また、投資に関する規則の安全性は高くなく、使用者の支払不能は、加入者の権利を消滅させる恐れがあった。さらに、運用会社の利益のために利益相反行為が行われていたり、手数料が複数段階でかかったりなど、制度のガバナンスに問題があった²¹。

Fillon 法 107 条ないし 109 条により、PPESV は、引退のための任意的賃金貯蓄労使制度 (PPESVR。下線は筆者による) になり、4 か月後には、2004 年財政法 (n° 2003-1311) により実質的な変更を加えることなく PERCO に改称された。

¹⁹ 柴田 (2017, pp.16 et s)

²⁰ 賃金貯蓄には、主に以下の 3 つがある。第一に、利益参加 (participation) である。被用者 50 人以上の企業で義務づけられている、企業の収益を被用者に配分する制度である。給付額は、会社の利益と法律で定められた計算式に従って自動的に計算される。第二に、利益配分 (intéressement) である。利益参加とは異なり、労働協約等を通じて任意で採用される会社の収益や業績に比例して被用者に特別手当を支払う制度である。被用者が企業の目標達成に関与することを奨励することを目的とする。使用者は、配分額について税制上・社会保障負担上の軽減を受けられる点に、利益配分を採用するメリットがある。第三に、時間貯蓄口座 (CET) である。労働協約により任意で設けられ、被用者が、未消化年休や未消化の休息期間またはそれらを金銭化した額を積み立てる制度である。CET に蓄積した権利や額の利用方法は、労働協約により自由に定めることができ、賃金の上乗せや段階的な就労停止等に利用できるが、その 1 つとして上乗せ制度に拠出することがある。

²¹ Morvan (2025, p.1349)

PERCOへの使用者の拠出は、法人税、所得税、社会保険料の使用者負担分の優遇が受けられる（他方で、被用者の拠出に対する税制上、社会保障負担上の優遇はない）。また、PERCOは、その端緒である「貯蓄制度」としての側面を強く維持しており、住居の購入を理由とする早期引出しを認めている²²ことや、定期金ではなく一時金で（かつ非課税で）受給することを定めることができる点に独自性があった。その意味では、老後の所得保障（老齢リスクのカバー）のみならず、引退時に自由に使える貯蓄を積み立てる 것을も目的としていた。また、これまでの上乗せ制度が、保険契約であるのに対し、金融商品としての性質を有する点で区別され、これにより、保険会社等だけでなく、銀行を上乗せ制度の当事者に加えるものだった²³。

このように、拠出建て上乗せ制度は多様な仕組みが存在しており、受給方法や受けられる優遇措置（優遇を受けられる条件や上限、被用者拠出分も優遇の対象となるか等）もまた多様だった。

2.1.5 給付建て制度—社会保障法典 L.137-11 条に定める「帽子型」制度

「帽子型」制度は、被用者が引退時（脚注 15 参照）に、強制加入制度と上乗せ制度を合計して被用者の最終賃金の一定割合を保障する給付建て制度で、当該割合から強制加入制度の年金額を控除した部分を支給する（差額支給型）²⁴。使用者は、定期金による給付を義務づけられ、一時金による給付はできない。

この制度は、Fillon 法 115 条により、税制²⁵および社会保障負担について特別な法制度が設けられ、社会保障法典 L.137-11 条として追加された。同条によれば、受給者が、当該企業で引退することに対して支給され²⁶、使用者のみで財源を負担し、被用者ごとに財源が個別化されていない給付建て制度の財源とするための使用者の拠出には、社会保険料および社会保障目的税が課されない。その代わり、2つの特別な拠出金が課される。第一に、使用者に課される拠出金で、以下のいずれかを負担する。①清算された定期金の 32%か、②拠出額の 24%か、③使用者が直接管理運営を行う給付建て制度（内部留保型）の場合は、準備金額（dotations en provision）を貸借対照表に計上された額で除した額の 48%²⁷である。第二に、

²² 住居の購入につき、「初めての」購入に限定されておらず、また、「満期時」ではなく満期前に引き出せる点で、PERP（前述 2.1.1）と異なる。

²³ 以上、Di Camillo (2024, pp.251 et s, p.499, p.518)

²⁴ 給付建て制度には、追加型制度（régime additif）もある。これは、強制加入制度の年金額とは無関係に、最終賃金の一定割合が上乗せされるものである。また、上乗せ制度として最終賃金の一定割合を支給するが、強制加入制度と合わせた被用者の総年金額が最終賃金の一定割合を超えないよう調整する混合型の制度もある。

²⁵ 租税一般法典 39 条の適用を受けるため、「帽子型」制度は「39 条制度」とも呼ばれる。

²⁶ 中途で退職した者や解雇された者には受給権は生じないことから、受給権が不確定の（aléatoire）制度といわれる。

²⁷ ③が高率なのは、2010 年以降、内部留保型の給付建て制度を設けることが禁止され、企業

受給者の負担する拠出金で、2010年に創設されたときは、定期金のうち、①月額400ユーロを超える600ユーロ以下の部分は7%、②月額600ユーロを超える部分は14%となっていた。

しかし、補足年金受給権の獲得と維持を向上させて加盟国間の労働者の流動性を高めるための最低要件に関する2014年4月16日のEU指令（2014/50/UE：2014年指令）4条は、上乗せ年金の受給権を取得するのに必要な期間は、3年を超えてはならないと定めた。そのため、引退まで受給権が確定しない上乗せ制度を定める社会保障法典L.137-11条の修正が不可避となり、「帽子型」制度にかかる法制度の見直しが行われることになった（後述2.3）。

2.2 PACTE法

拠出建て上乗せ制度の改革は、2019年5月22日の法律（n° 2019-486）により行われた。この法律は、全体で企業の成長と変革のための行動計画（Plan d'Action pour la Croissance et la Transformation des Entreprises）を構成しており、それぞれの単語の頭文字をとってPACTE法²⁸と呼ばれる。拠出建て上乗せ制度の改革は、企業の成長のための資金調達等に関する規定を定める同法の掲げる「より革新的な企業」の一環をなす²⁹。

2.2.1 拠出建て制度の改革

具体的な改革として、前述のように多様に存在していた拠出建て上乗せ制度を、PERに編成し直す重要な改革が行われた³⁰。PERは、①PERPおよびMadelin契約の後継となる個人型PER(PER individuel)と、②企業型PER(PER d'entreprise)に分類でき、②企業型PERは、③PERCOの後継となる集団的企業型PER(PER d'entreprise collectif)と、④83条制度の後継となる強制加入の企業型PER(PER d'entreprise obligatoire)に分けられる（前掲図1参照）。

PERにより、拠出建て上乗せ制度に共通する法規制（特に、税制および社会保障負担上の優遇を受ける条件）が適用されることとなり、加えて、従前の制度と

外の管理運営機関により実施しなければならない（外部管理型）とされている（社会保障法典L.137-11条V）ことの実効性を高めるためである（Morvan (2025, p. 1415)）。

²⁸ この通称は、同法が、2017年10月から企業、議員、労働組合、市民の緊密な連携により策定されたことから、"pacte"（決め、協定）と掛けたものと考えられる。同法の制定背景や特徴を示して、特に会社法分野の改革を紹介する邦語文献として、石川（2020）。

²⁹ このほか、同法は、「解放的な企業」と「より公正な企業」を掲げる。「解放的な企業」とは、中小企業を、その成長を妨げる制約・義務・手続から解放すること、「より公正な企業」とは、社会的および環境的役割を確認することによって、社会における企業の位置づけを定義し直し、被用者を企業の業績と株式保有により強く関与させることを指す。

³⁰ PERに関する規定は、通貨金融法典に置かれている（後述3.2）。そのため、Veil法（前述2.1）と異なり、PACTE法によるPERの制度化との関連では、社会保障法典は改正されていない。

比べて、貯蓄額の移換や早期引出し、受給方法が柔軟化された（後述3）。これにより、拠出建て上乗せ制度に適用されるルールをまとめ、制度をわかりやすく、簡潔なものとすることで、引退貯蓄に関する仕組みを貯蓄者にとってより魅力あるものとし、企業の資金調達にこれまで以上に貢献できるようにしている。

2.2.2 強制加入制度の改革案との関係

また、PACTE 法と同時期には、強制加入制度の改革も検討されており、職業ごとに 40 以上の制度が併存していた基礎制度を一本化する普遍的老齢年金制度 (*système universel de retraite*) を創設することや、年金受給開始年齢を引き上げることが目指されていた。このように、強制加入制度と上乗せ制度の改革が同時に検討されるのは、2003 年や 2010 年にもみられており、いずれも、基礎制度の年金額を抑え（満率で受給できる要件の厳格化等）、他方で、上乗せ制度を整備・充実させることでバランスをとろうとするものだった。その意味で、強制加入制度と上乗せ制度が互いに関連して改革が行われたといえる。

2003 年や 2010 年は、強制加入制度の改革と同時に上乗せ制度の改革が行われた。これに対し、2019 年は、上乗せ制度の改革が先行し、その後、強制加入制度の改革に着手された（PACTE 法が同年 5 月に可決された後、強制加入制度の改革法案が 2020 年 1 月に提出された）。いずれの改革も、共通の仕組み（PER）や統一の制度（普遍的老齢年金制度）を設けることで、併存する多様な制度間の接近と平等をはかるものである。これにより、職業や職業上の地位による違いをなくし、労働移動を促進しようとする点で、両改革は軌を一にする（後述 3.5）。もっとも、普遍的老齢年金制度の創設は、それに反対する大規模なストライキや新型コロナウイルスへの対応を優先したことによって断念され、現時点で実現していない（受給開始年齢の引上げは 2023 年に行われた）。

2.3 給付建て制度の改革—2019 年 7 月 3 日のオルドナンス³¹ (n° 2019-697)

2014 年指令（前述 2.1.5）を受けて、近年、給付建て制度の改革も行われた。このように、給付建て制度の改革は、EU 指令という外的要因によるものであり、企業の成長や金融市场の改革を図るという内的要因から生じた PACTE 法による拠出建て制度の改革（PER の創設）とは文脈を異にする。そして、本稿では、より重要な動きである PACTE 法による拠出建て制度の改革を検討対象とするため、次章以降、給付建て制度については触れない。そのため、ここでは補論的に給付建て制度の改革の概要を示すにとどめる。

2.3.1 「帽子型」制度の帰趨

2014 年指令を国内法化する 2019 年 7 月 3 日のオルドナンス (n° 2019-697)

³¹ 国会による授権法律により、政府（行政権）が制定する立法。

2条は、社会保障法典 L.137-11 条に VI を追加した。これにより、2019年7月4日以降、社会保障法典 L.137-11 条に定める「帽子型」制度を新設できず、既存の制度で新規加入者を受け入れることもできない。さらに、2020年からの雇用期間について、既得の権利は維持されるが、権利の上乗せはできない（従前は勤続年数とともに増額する制度があった）³²。

2.3.2 新しい給付建て制度の適用と給付

さらに、社会保障法典 L.137-11-2 条を新設し、被用者が引退前に企業を辞めた場合でも受給権が確定する新しい給付建て制度を設けた³³。そして、同条 6° により、給付建て制度を導入するには、当該企業のすべての被用者が、企業レベルで設けられた拠出建て制度の適用を受けることができなければならない。これは、従前、経営陣等のエリート層だけに限られていた上乗せ制度を誰に対しても開こうとする政策に位置づけられる³⁴。

給付建て制度の適用について当該企業における受給者の最低在籍期間を、定期金受給権の取得について掛金納付期間 (durée de cotisations) を、それぞれ条件とすることができますが、これら 2 つの期間の合計は、3 年を超えてはならない。また、定期金受給権の取得は、受給者の年齢を条件とすることができますが、21 歳を超えるものとはできない³⁵。

社会保障法典 L.137-11-2 条によれば、給付建て上乗せ制度は、定期金で支給され、受給者が加入しているさまざまな強制加入制度から受給する年金額を控除した後に支払われる。この上乗せ年金に関する権利は、毎年取得され³⁶、当該年度における受給者の報酬のパーセンテージで表される。このパーセンテージは、1 年当たり 3% を超えることはできず、1 人の受給者について、すべての使用者を合わせて 30 ポイントを上限とする³⁷。保険法典 L.143-0 条によれば、受給者が企業を退職した場合でも、定期金の権利は確定したままである。ただし、受給者が定期金受給権の取得前に退職した場合は、使用者（および該当する場合は受給者）が

³² ただし、被用者が、2014年5月20日以前に加入した「帽子型」制度で、同日以降、新規加入ができなくなっている制度を除く。

³³ 受給権が不確定の制度（脚注 26 参照）は禁止された。

³⁴ Morvan (2025, p.1158, p.1416 et s)

³⁵ 以上はいずれも、2014年指令に従ったものである。

³⁶ この要件のため、今後、差額支給型の実施は難しくなるとの指摘もある。なぜなら、差額支給型の最終的な支給額は、強制加入制度の年金額によるため、強制加入制度の清算時に初めて定まるからである (Montanier and Kovac (2020), p.213.)。

³⁷ たとえば、ある被用者の n 年の年収が 50,000 ユーロで、使用者は年収の 3% の上乗せ年金受給権（年額 1,500 ユーロ）を付与している場合、残りのポイントは 30 から 27 に減る。翌年 (n+1 年)、当該被用者の年収が 2 倍の 100,000 ユーロとなり、使用者は n+1 年は年収の 2% の上乗せ年金受給権（年額 2,000 ユーロが追加される）を付与した場合、残りのポイントは 27 から 25 に減る。

拠出した掛金額は、拠出した者に払い戻される。

2.3.3 新しい給付建て制度からの給付の保障

2000 年代に起こった 2 つの大きな金融危機は、給付建て制度の閉鎖や受給額の大幅な低下を生じさせた。そのなかで出された EU 指令およびヨーロッパの裁判所（2009 年 11 月末まではヨーロッパ共同体裁判所（CJCE）、同年 12 月以降はヨーロッパ連合裁判所（CJUE））の判決を受けて、フランス国内の法令も、「帽子型」制度の受給権を一定程度保障することになった。その保障は、新しい給付建て制度にかかる法制にも影響を及ぼしている。

1980 年 10 月 20 日のヨーロッパ経済共同体（EEC）指令（80/987/CEE：1980 年指令）8 条は、「加盟国は、被用者および使用者の支払不能（insolvabilité）が出来した日にその企業または事業所を既に退職した者の取得した権利または取得中の老齢給付について、これらの者の利益を保護するために必要な措置が講じられることを確認する」と定めた。そして、CJCE・CJUE の判決が同条の解釈を明らかにした。

まず、2007 年 1 月 25 日の Robins 判決³⁸は、同条は、加盟国に、労働者の利益を保護することを義務づけており、（1980 年指令では保護の最低水準は定められていないが）使用者の支払不能時において老齢年金受給権の半分未満しか保障しない国内法規を 1980 年指令に違反するとした（判決 57 段）。労働者は、その使用者の支払不能の場合、少なくとも積み立てた年金受給権から生じる老齢給付の半分を受給することができる³⁹。

また、2019 年 12 月 19 日の、Pensions-Sicherungs-Verein 判決⁴⁰は、上乗せ年金受給権の保障により、受給者は、少なくとも貧困ライン（seuil de pauvreté. 統計上、生活に必要な物を購入できる最低限の収入を表す指標）は確保することができなければならないとした（判決 2 段）。この判例により、フランスは、「帽子型」制度の受給者に対し、時限的に使用者の支払不能に対する特別な保護を認めている。具体的には、2017 年から 2030 年まで、清算された定期金受給権は、少なくとも 50% は保障されなければならない（ただし、社会保障年間上限額⁴¹の 1.5 倍を上限とする）。使用者は、この保障をしない場合、清算された定期金受給権と実際に支給された定期金との差額の 30% に相当する罰金を負う（2015 年 7 月 9 日のオルドナンス（n° 2015-839）6 条）。

このオルドナンス（n° 2015-839）の保護は、「帽子型」制度に対するものであ

³⁸ CJCE, 25 janvier 2007, aff. C-278/05, *Robins*.

³⁹ 実際には、加盟国は、被用者が年金受給権の 50% 以上を失うことのないよう、被用者を保護するための保障基金を設置しなければならない。

⁴⁰ CJUE, 19 décembre 2019, aff. C-168/18, *Pensions-Sicherungs-Verein*.

⁴¹ 一定の社会保障給付や上限付の社会保険料の最高額を算定する際の基準となる額を社会保障上限額といい、時間額、日額、週額、月額、四半期額、年額がある。これらの額は毎年見直しが行われる。

るため、2019年7月4日以降に新設された社会保障法典L.137-11-2条に定める制度には適用されない。しかし、上述のヨーロッパ判例に基づいて、省庁間指示（instruction interministérielle）⁴²により、使用者は、倒産した場合でも、その時点で受給者が取得した権利の50%以上を保障する保険契約を締結することが義務づけられている^{43・44}。

2.3.4 新しい給付建て制度にかかる税制上・社会保障負担上の措置

この給付建て制度にかかる税制上・社会保障負担上の措置を拠出時と給付時に分けてみていく。

まず、拠出時について、給付建て制度の財源とするための使用者拠出は、所得税の課税基礎には含まれず（租税一般法典81条18°ter）、また、全額が社会保険料の賦課基礎および社会保障目的税の課税基礎から除外される（社会保障法典L.136-1-1条III, 2°, e）。他方で、使用者に対しては、この金額を賦課基礎とする拠出金が設けられている。拠出金の率は29.7%⁴⁵で、使用者が全額負担する（社会保障法典L.137-11-2条最終項）。

次に、給付時は受給者の負担に関わる。給付建て制度からの定期金は、「拠出時に所得税を課されずに形成された終身定期金」とされ、定期金額は10%の控除を受けた後に所得税が課される（租税一般法典158条5a.）。また、社会保障にかかる徴収金が10.1%の率で課される⁴⁶。さらに、社会保障法典L.137-11-1条は、給付建て制度から支給される定期金を賦課基礎とし、受給者が負担する拠出金を定

⁴² 複数の関係省庁が共同で発する訓令。

⁴³ 2020年12月23日の省庁間指示N° DSS/3C/5B/2020/237. なお、同省庁間指示は、1980年指令の改訂版である2008年10月22日のEU指令（2008/94/CE）を参照している。

⁴⁴ 脚注43の省庁間指示によれば、たとえば、「毎年、保険者が使用者に対し技術的パラメータ（死亡率表および予定利率）に基づいて定期金資本を請求し、使用者が、当該年（n年）に各被用者（受給者）の取得した定期金資本の80%以上を保障する準備金を積み立てる契約」が、次の3点で受給者に給付の保障を行う場合、この義務を満たすとされている。

①技術的パラメータの変動や財政状況の悪化により、準備金が各被用者の既得の定期金の80%（金融危機の場合には70%）を下回ったときは、使用者はn+2年の年末までに、各被用者の既得の定期金の80%（金融危機の場合には70%）となるよう、追加の拠出をすること。
②定期金の支給開始時には、被用者の既得の定期金の100%が準備金として積み立てられていること。
③使用者が倒産した場合でも、保険者が、被用者の取得していた定期金額の50%以上を支給すること。
③により、使用者が倒産した場合でも、その時点で受給者が取得した権利の50%以上が保障されることになる。

⁴⁵ 結局、免除される社会保障目的税と同率の負担となり、社会保障目的税とは別途の拠出金が課されるにすぎないことになる。

⁴⁶ その内訳は、CSG（脚注77参照）・8.3%、CRDS（脚注78参照）・0.5%、自律のための連帯付加拠出金（CASA. 高齢者や障害者が自律して生活するための給付の財源となる）・0.3%、老齢給付にかかる医療・出産・障害・死亡保険料1.0%である。

めている⁴⁷。2011年以降に支給される定期金は、月額400ユーロを超える部分⁴⁸が、この拠出金の対象となる。拠出金の率は、定期金のうち、①月額400ユーロを超える600ユーロ以下の部分は7%、②月額600ユーロを超える部分は14%となっている⁴⁹。

3 PERの法制度

前述のように、PERは3つに分類することができ、類型ごと固有の特徴や規制もあるが⁵⁰、本稿では、複雑さを避けるため、3つのPERに共通する規制のみを概観する。その際、制度を開始し（3.1・3.2）、貯蓄し（3.3～3.6）、引き出す（3.7・3.8）という流れに沿って説明する。

3.1 PER以前の制度（旧制度）との関係

2020年10月1日以降は、旧制度の新規創設が禁止され、PERへの制度的移行が図られる（2019年7月30日のオルドナンス（n° 2019-807）9条）。ただし、同日以前に設立された契約や制度は依然として有効で、引き続き新規加入者を受け入れることができ、また、同日以前に加入した者は、依然として旧制度を利用し続けることができる。

3.2 PERの開始

PERは、①金融商品を売買するための証券取引口座（compte-titres）、または、②団体保険契約により管理される。①は、銀行型PER（PER bancaire）⁵¹と呼ばれ、金融機関や投資会社等が管理運営組織となる。②は、保険型PER（PER assurance）と呼ばれ、職業活動の停止に連動して履行される引退保険契約（contrat d'assurance retraite）を締結する。そして、保険法典の適用を受ける保険会社、共済法典の適用を受ける共済組合（mutuelle）または社会保障法典の適用を受ける労使共済制度（institution de prévoyance）⁵²が管理運営組織となる（以下、保険会

⁴⁷ 特定の部門（医療、老齢等）への充当を定めずに、社会保障財源に充当される。

⁴⁸ 拠出金の対象となる定期金の月額は、社会保障上限額の変動（社会保障法典 L.241-3 条）に応じて毎年見直しが行われる。

⁴⁹ また、この拠出金は、定期金月額の最初の1,000ユーロまで所得税の課税基礎から控除できる（租税一般法典83条2° -0 quater）。

⁵⁰ 特に、個人型PERの運営機関に関する規定や、強制加入の企業型PERの人的対象（強制加入となる被用者のカテゴリーの定め方）が挙げられる。

⁵¹ 証券取引口座PER（PER compte-titres）とも呼ばれる。

⁵² 老齢手当、結婚手当、出産手当の支払いや、事故や疾病による身体的損害に対する保障、失業に対する保障などを目的とした非営利の私法人であり、企業が被用者の福利厚生の充実のために加入する機関。加入企業とそれらの被用者の同数代表により管理運営される。

社、共済組合、労使共済制度をまとめて「保険会社等」とする)。

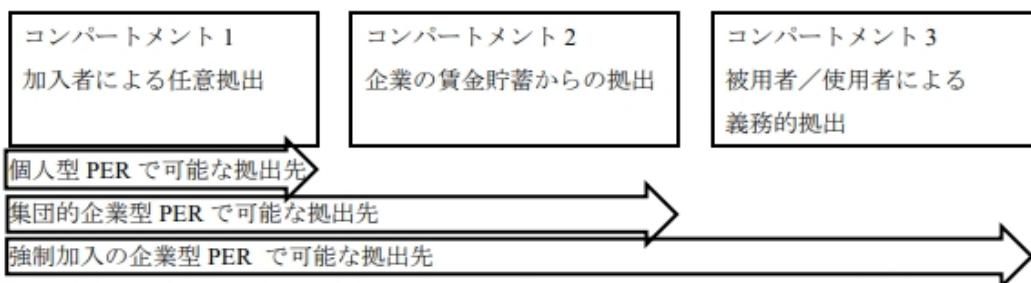
PER が開設されると、すべての管理運営組織に通貨金融法典 (Code monétaire et financier) L.224-1 条以下 (以下、通貨金融法典は条名のみを示す) に定める規則が適用され、さらに、団体保険契約 (②) については、保険法典 L.142-1 条以下に定める規則も適用される。

3.3 PER への拠出—コンパートメントの概念

PER には、大きく以下の 3 種類の金額を拠出できる。①加入者による任意拠出の掛金、②企業型 PER については、賃金貯蓄として獲得した額、③企業型 PER のうち、強制加入のもの (前述 2.2②⑥) については、労使が義務的に拠出する掛金 (L.224-2 条)。そして、それぞれの拠出は別個に管理される (コンパートメント (compartiment. 「仕切り」の意味))。具体的には、①はコンパートメント 1 に、②はコンパートメント 2 に、③はコンパートメント 3 にそれぞれ充当される。PER の 3 つの類型との対応関係をみると、個人型 PER には①のみを拠出でき、集団的企業型 PER には①と②を拠出でき⁵³、強制加入の企業型 PER には①から③のいずれも拠出できる。それを示したのが図 2 である。

PER は、コンパートメントごとに、早期引出しが認められる理由、受給方法、税制・社会保障負担上の優遇等が異なる (後述 3.7・3.8)。

図 2 3 種類の PER と可能な拠出先



出典：2023 年 10 月 23 日のフランス雇用労働省とのヒアリングにおける提供資料

3.4 PER の資産保護

3.4.1 方針設定付運用

金融商品 (銀行型 PER) にせよ保険契約 (保険型 PER) にせよ、加入者は引退

⁵³ 集団的企業型 PER の加入者が、コンパートメント 1 またはコンパートメント 2 に出資した場合、使用者は、労働法典 L.3332-11 条に基づいて、それに上乗せして掛け金を拠出することができる (マッチング (abondement))。

後の貯蓄を形成していくことになる⁵⁴。これについて、旧制度では、金融商品による引退貯蓄である PERCO についてのみ、「方針設定付運用」(gestion pilotée) がデフォルトルールとして採用されていた。これは、加入者が、引退年齢に近づくにつれて金融リスクが徐々に軽減されるような方針に基づく運用である（L.224-3 条 3 項、D.224-3 条）。加入者が若いうちは、収益性は高いがリスクの高い株式ファンドへの投資を優先し、引退年齢が近づくにつれて、最小限のリターンが保証されている低リスクの金融資産への投資比率を高めていく。引退まで残り 2 年を切るとリスクの高い投機的資産に投資することができる割合は 0% になる⁵⁵。この運用ルールは、2015 年 8 月 6 日の法律 (n° 2015-990 : Macron 法) で導入されたもので、同法施行以降、方針設定付運用に拠っている利用者が急増した⁵⁶。

この前例がうまく機能したことから、PER では、金融商品でも保険契約でもデフォルトで「方針設定付運用」が行われる。これにより、資産運用の安全性が高まるとともに、引退貯蓄商品から得られる収益の見通しも高まることが予想された⁵⁷。

なお、加入者は、方針設定付運用ではなく、自由な運用⁵⁸を選択することができる。その際、加入者は、管理運営組織により提供される、少なくとも 4 つの投資リスクプロファイル（慎重型、バランス型、ダイナミック型、積極型（prudent, équilibré, dynamique, offensif））から選択ができないなければならない。投資リスクプロファイルに応じて、清算年齢が近づくにつれて、低リスク資産への最低投資額の割合が定められている。加入者の明示の選択がない場合、掛金は「バランス型」プロファイルに従って配分される（以上、2024 年 7 月 1 日のアレテ⁵⁹）。

3.4.2 充当補助会計（保険契約のみ）

旧制度の保険契約では、PERP だけが保険会社の貸借対照表のなかで分離して管理されていた（充当補助会計（comptabilité auxiliaire d'affectation）。保険法典 L.144-2 条）。保険会社等の債権者のうち、保険契約者以外の者は、誰であれ、この会計に割り当てられた資産に対して、いかなる権利も主張することはできない。

⁵⁴ ただし、銀行型 PER と保険型 PER で利用できる資産は異なり、保険型 PER だけが一定額を確保する安全な投資であるユーロファンド（元本保証ファンド）を利用できる。他方で、銀行型 PER は（保険型 PER では制限されている）よりリスク（とリターン）の高い資産に投資できる。

⁵⁵ Morvan (2025, p.1335)

⁵⁶ 2017 年末で、被用者の 48% は方針設定付運用に拠っていた（Assemblée nationale (2018, p.252)）。

⁵⁷ *ibid.*, p.263.

⁵⁸ 特に、個人型 PER の加入者のなかには、自分の金融の知識に自信があり、かつ、手数料が低く済むので、自分で運用を決めたい者がいるとのことだった（2023 年 10 月 24 日のフランス経済・財務・産業・デジタル主権省とのヒアリングによる）。

⁵⁹ 大臣や知事が制定する命令。

つまり、この会計により、資産を分離することで、保険会社等の支払不能時に保険契約者の権利が保護される。この充当補助会計が導入された理由の1つは、保険会社が破綻した場合に、保険契約者の権利を保護するため、引退保険契約に対応する資産を保護することにあった⁶⁰。しかし、上乗せ制度に関する PERP 以外の保険契約（Madelin 契約、83条制度）は、こうした会計上の処理の対象とはなっていなかった。

PER では、団体保険契約を締結し、管理する保険会社等は、PER の資産について充当補助会計を設けなければならない（保険法典 L.142-4 条）。

3.5 PER の移換

旧制度は、制度間の移換が限定的だった（表1参照）。特に、PERCO は、別の PERCO にしか移換することができなかつた（つまり、引退貯蓄であっても、保険契約と金融商品の間の移換ができなかつた）⁶¹。そのため、制度の利用者は、転職等により加入できる制度が変わつても、積み立てた貯蓄を組み合わせたり移したりすることができないまま、複数の商品を積み立てなければならなかつた。特に、複数の企業で取得した少額の貯蓄を複数保有していなかつた。

表1 旧制度間の移換の可否

移換元		保険契約			金融商品
		PERP	Madelin 契約	83条制度	
保 険 契 約	PERP	移換できる	移換できない	移換できない	移換できない
	Madelin 契約	移換できる	移換できる	移換できる	移換できない
	83条制度	移換できる	移換できる	移換できる	移換できない
金融商品	PERCO	移換できない	移換できない	移換できない	移換できる

出典：Assemblée nationale (2018, p.248)を一部修正

こうした状況は、制度の利用者に大きく2つの不利益をもたらした。1つは、

⁶⁰ Assemblée nationale (2018, p.253)

⁶¹ 他方で、PERP は、被用者も含めて職業を問わず個人が加入でき、特定の職業に従事する者のみを対象とする制度からの移換を受けることができるのに対し、PERP から他の制度へ移換することはできない。そのため、旧制度では、PERP に個人で積み立てた貯蓄をまとめることができた。それでも、PERCO に積み立てた貯蓄を PERP にまとめることはできなかつた（Di Camillo (2024, p.505, p.508)）。

満期を迎える商品について、自分が利用している商品を把握するのが困難となることである（後述3.6も参照）。もう1つは、貯蓄を形成している最中の商品について、複数の商品にそれぞれ手数料が課される（かつ手数料額も高かった）ため、長期貯蓄である引退貯蓄商品では貯蓄が目減りし、資産運用の非効率が生じることである。

1つめについて、PERは、旧制度に積み立てられた貯蓄は、それが分散しないよう、今後はPERにのみ移換できるとした（L.224-40条I、2019年7月24日のオルドナンス（n° 2019-766）8条IV）。また、3つのPER相互間でも、PERに積み立てられた貯蓄を移換できる⁶²（L.224-6条等）。移換後の管理運営組織は、移換前の管理運営組織から、コンパートメントを区別して貯蓄額を伝えられ、対応するコンパートメントに組み入れなければならない（L.224-40条II⁶³）。こうして、個人で加入した制度も、被用者向けに設けられた制度（さらには、複数の企業で加入した制度）も、単一の制度に移換することができる。こうした高い移換可能性が実現できたのは、早期引出しや受給方法、拠出時や受給時に適用される税制および社会保障徴収につき商品間で共通の規則が設定されたことによる（後述3.7・3.8）。

2つめについて、移換の実際上の障害を除去するために、移換のコスト（手数料）についても改革を行った。たしかに、PACTE法以前から、上乗せ制度の移換について、「数理的責任準備金（provision mathématique）⁶⁴の5%」が、移換手数料の上限と定められており、また、保険の発効日から10年経過したら無料となっていた（保険法典旧R.331-5条）。PACTE法は、手数料上限について、銀行型PERでも保険型PERでも「既得の金額の1%」に上限を引き下げ（L.224-6条）、無料で移換できるまでの期間も、制度への5年間以上の加入（制度への最初の拠出から5年の経過）と短縮した。また、移換のための送金に2か月の期限を設けて、移換前の管理運営組織が移換作業を長引かせないようにしている（2019年8月7日のアレテ3条）。

以上により、資産運用の効率化だけでなく、移換に対するハードルを下げるこにもなり、商品を提供する主体間の競争につながる。こうして、上乗せ制度が容易に移換できることは、共通の法的枠組みが設けられたこと（前述3.2）と合わせて、職業上の地位の違いによる上乗せ制度の相違をなくし、労働移動を抑制する要因を取り除くことにもなる。これは、職業キャリアの多様性という現代的な

⁶² さらに、PACTE法は、生命保険からPERへ貯蓄を移すインセンティブも定めていた。それは、契約開始から8年以上経過した生命保険契約を解約し、その金額をPERに貯蓄し直した場合、通常の2倍の金額が所得税の課税所得から控除されることである。ただし、この措置は、2023年1月1日で終了している（PACTE法72条による租税一般法典125-0A条の改正）。

⁶³ 同条によれば、旧制度からPERに移換する際には、PERPに積み立てた貯蓄はコンパートメント1に、PERCOに積み立てた貯蓄にはコンパートメント2に、83条制度に積み立てた貯蓄はコンパートメント3に移換される。

⁶⁴ 保険契約上の将来債務に対して保険数理上保険会社が積み立てるべき準備金。

働き方に、より適合したものといえる⁶⁵・⁶⁶。

3.6 PERに関する情報提供

旧制度でも加入者に対する情報提供は行われていたが、すべての引退貯蓄商品で情報提供義務が統一された。PERの加入者は、制度の加入前および定期的に、自分の権利に関する法定の情報提供を受ける。特に、積み立てられた貯蓄の価額、別のPERへの移換方法に関する情報、PER内の各資産について、手数料控除前の運用実績、手数料控除後の運用実績および控除される運用手数料に関する情報である(L.224-7条、R.224-2条、2019年8月7日のアレテ2条(2022年2月24日のアレテで修正))。

それでも、2019年には、上乗せ制度の加入者で、(強制加入制度の受給開始年齢である)62歳以上の者が、清算しなかった上乗せ年金の権利は130億ユーロ以上にのぼった(「未請求」契約(*contrats en "désérence"*)と呼ばれる)。これを受けて、2021年2月26日の法律(n° 2021-219: Labaronne法)は、2点で加入者への情報提供を強化した。1つは、被用者が企業を退職する際に交付される概要報告書(*état récapitulatif*)に、上乗せ制度(PERに限らず、旧制度や給付建て制度等も含む)で取得した権利、受給権が確定した権利も記載しなければならないこととされた(同法2条による労働法典L.3341-7条の改正)。もう1つは、「すべての者は、生涯に締結した引退貯蓄商品に関する情報を無料で入手できる」(L.224-7-1条)とされた。具体的には、2022年7月1日以降、従前より強制加入制度の老齢年金受給権に関する情報提供を行ってきた公式ポータルサイト"Info Retraite"⁶⁷を通じて、これまでに自分が拠出したすべての引退貯蓄商品⁶⁸に関する情報にアクセスできる。

3.7 PERの引出し

旧制度では、早期引出しについて、保険契約も金融商品も、加入者の意思とは無関係の生活上深刻な事由(障害、死亡、長期失業、過剰債務等)が発生した時に早期引出しができることは共通するが、(加入者の意思に基づく)主たる住居の購入に充てるための早期引出しが可能なのは金融商品のみで、保険契約では認められていなかった。

また、満期時の受給では、保険契約(PERP、Madelin契約、83条制度)と、金融商品(PERCO)で受給方法に関するルールが異なっていた。保険契約は、終身

⁶⁵ これが、PERの創設(引退貯蓄の改革)にかかる立法府の狙いでもあった(PACTE法の提案理由説明(*Exposé des motifs*)における同法案20条の説明参照)。

⁶⁶ Di Camillo(2024, pp.498 et s)は、労働移動に及ぼす影響の観点から上乗せ制度を分析している。

⁶⁷ <https://www.info-retraite.fr/portail-info/home.html>(2025.10.16)

⁶⁸ 対象となる契約や商品は、R.224-6-1条にリストアップされている。

定期金(rente viagère)の形で清算を行うことを原則とする点で共通する(ただし、PERPは、数次にわたる改正により、貯蓄額の20%まで一時金による受給が可能となっていた)。これに対し、金融商品は、定期金による受給と一時金による受給を自由に選択することができる(表2参照)。

表2 旧制度の受給方法

	保険契約			金融商品
	PERP	Madelin 契約	83条制度	PERCO
主たる住居購入のための早期引出し	できない	できない	できない	できる
満期時の受給方法	定期金(20%まで一時金で引出し可)	定期金	定期金	定期金または一時金を自由選択

出典：PERの概要(economie.gouv.fr)に掲記の表を一部修正

3.7.1 早期引出し

PERに積み立てられた貯蓄は、以下の場合に限り、早期引出しすることができる(L.224-4条I)。①PER加入者の、配偶者またはPACS締結パートナーの死亡、②加入者、その子ども、配偶者またはPACS締結パートナーの社会保障法典に定める一定等級以上の障害、③加入者の過剰債務、④加入者の、失業保険からの補償手当の受給期間終了、⑤加入者が非被用者である場合、裁判上の清算の判決を受けた職業活動の停止、⑥主たる住居の購入。

ただし、労使が義務的に拠出する掛金に対応する部分(コンパートメント3)は、主たる住居の購入(⑥)を理由とする早期引出しができない。

3.7.2 満期時の受給方法

PERは、加入者の強制加入の老齢保険制度における老齢年金の清算日または法定引退年齢から⁶⁹、この者に終身定期金を支給することを主たる目的とする。もっとも、加入者は、一時金(一括払い)を選択することや、一部を定期金で受給し、残りを一時金で受給する混合型の給付を選択することも可能である⁷⁰。

⁶⁹ 老齢年金を清算しなくとも、法定引退年齢に達したことをもってPERからの給付を受けられる点で、失業の多いキャリア終盤における経済的なゆとりを向上させることができると指摘されている(Di Camillo (2024, p.418))。

⁷⁰ また、上乗せ制度からの支給月額が100ユーロ未満の場合、月額払いではなく、年額が一

ただし、労使が義務的に拠出する掛金に対応する部分（コンパートメント 3）は、終身定期金でしか受給することができない（L.224-5 条 1°）。これは、①コンパートメント 3への出資の対象となる強制加入の企業型 PER が 83 条制度の後継制度であり、83 条制度が定期金による受給のみを認めていた性格を引き継いだと思われること⁷¹、②一時金による受給は、加入者から見た引退貯蓄の魅力を高めるものとされているところ（後述 4.3）、加入と拠出が強制されている部分（コンパートメント 3）については、あえて魅力を高める方策を講じる必要はないと考えられることによる⁷²。

以上のように PER では、積み立てた貯蓄の受給について、PERCO のルールが持ち込まれたということができる⁷³。

3.8 PER に対する税制上・社会保障負担上の措置

上乗せ制度は、税制上・社会保障負担（社会保険料や社会保障財源に充当される拠出金）上の優遇措置を受けることができる点に重要なポイントがある⁷⁴。しかし、旧制度では、たとえば、保険契約（PERP、Madelin 契約、83 条制度）に加入者が拠出した掛金は、一定の上限額まで課税所得から控除されていたのに対し、金融商品（PERCO）に加入者が拠出した額は、控除を受けることができない等、制度ごとに規則が異なっていた⁷⁵。

PER は、掛金および給付について、税制上・社会保障負担上の優遇措置を受けることができる条件および優遇措置の内容を統一した。もっとも、内容の統一は内容の簡潔さを意味せず、非常に複雑な制度となっている。以下では、拠出時、早期引出し時、（満期の）引出し時という時系列順にみていく（3.8.1～3.8.3）。

3.8.1 拠出時の税制・社会保障負担

拠出時における所得税負担と社会保障負担を、使用者の拠出と加入者（個人または企業型 PER では被用者）の拠出に分けて示すと表 3 のようになる。

括して支給される（定額一括支給（versement forfaitaire unique））。

⁷¹ 2024 年 3 月 21 日の Nicolas Di Camillo 準教授（Franche-Comté 大学）とのヒアリングによる（役職と所属は当時のもの）。

⁷² Di Camillo (2024, p.522)

⁷³ ただし、PERCO で定められていた、「自然災害により被害を受けた、主たる住居の修復」を理由とする早期引出し（労働法典 R.3334-4 条）は、PER では定められていない。

⁷⁴ わが国では、税制優遇によって企業年金制度の実施を奨励し、法律は、税制上の優遇を受けられる制度の基準を定めている点で、「企業年金法はすべて税法だと言っても間違いではない。」（森戸（2003, p.110））といわれる。この表現は、フランスの上乗せ制度にも当てはまる。

⁷⁵ 柴田（2017, p.19）

表3 拠出時の税制・社会保障負担

	所得税	社会保障負担	
		社会保険料	社会保障にかかる徴収金
使用者拠出	①上限付で控除 または非課税	③全額または上限付で控除	⑤定率社会保障負担金が賦課
加入者拠出	②上限付で控除	④通常通り賦課	⑥通常通り賦課

出典：PER の概要（Service-Public.fr）等を参考に筆者作成

企業型 PER に使用者が拠出した額が、被用者の所得税の課税基礎に含まれるのか（所得税を課される報酬と扱われるのか）、また、個人型 PER も含めていずれの PER にせよ、加入者が拠出した額が、所得税の課税基礎から控除できるのか。

これについては、いずれも上限付で所得税の課税基礎から控除される（表3①・②）。ただし、その上限は、どのコンパートメントに充当される拠出なのに応じて異なる。また、CET（脚注 20 参照）および使用者のマッチング（脚注 53 参照）から拠出された額は、所得税が課されない（表3①）。

社会保障負担について、使用者が、企業型 PER のなかで被用者のために拠出した金額は、その全額（使用者のマッチング）が、または上限付（使用者の義務的拠出）で、社会保険料の賦課基礎から控除される（表3③）。これに対し、加入者が拠出した額は、通常通り社会保険料を課される（表3④）。その代わり、早期引出し時・引出し時には社会保険料は課されない。

他方で、被用者、使用者とも社会保険料以外の社会保障財源に充当するための拠出金は課される。企業型 PER の財源とするための使用者の拠出に対し、使用者は、定率社会保障負担金（forfait social）を負う⁷⁶（表3⑤）。負担金の率は原則 20% だが、使用者の拠出により中小企業の株式を取得する場合や小規模企業の使用者が拠出する場合は、率が減免される（PACTE 法と中小企業の関連については、脚注 29 参照）。被用者は、一般化社会拠出金（CSG）⁷⁷と社会保障債務償還拠出金（CRDS）⁷⁸を負担する（社会保障法典 L.136-1-1 条）（表3⑥）。

⁷⁶ この負担金は、社会保険料の賦課基礎とならないが、CSG（脚注 77 参照）は課される稼働所得（たとえば、年末のボーナスや皆勤手当）にかかり、使用者が負担する（社会保障法典 L.137-15 条）。

⁷⁷ 広範な所得を対象とする社会保障目的税で、①稼働所得および代替所得、②資産所得、③投資益、④くじ・カジノでの獲得金という 4 つの所得類型を課税対象とする。それぞれ別個に算出され、異なる料率で徴収される分類所得税である。企業型 PER の財源とするための使用者の拠出は、稼働所得にかかる CSG として 9.2% の率でかかる。

⁷⁸ 累積した社会保障債務の返済に充当される社会保障目的税で、以下の 7 つの所得類型に

3.8.2 早期引出し時の税制・社会保障負担

早期引出しは一時金で支給される。早期引出し時における加入者の所得税負担と社会保障にかかる徴収金の負担を、元金と運用益に分けて示すと表4のようになる。

表4 早期引出し時の税制・社会保障負担

	所得税	社会保障にかかる徴収金
元金	①非課税	③賦課されない
運用益	②非課税	④17.2%で賦課

出典：PERの概要（Service-Public.fr）等を参考に筆者作成

早期引出しでは、元金および運用益のいずれも、所得税は非課税となるが、住居の購入による早期引出し（前述3.7.1⑥）の場合に限り、所得税が課される（表4①・②の例外）。

社会保障にかかる徴収金は、運用益に各種社会保障徴収金、計17.2%が賦課される⁷⁹（表4④）。

3.8.3 引出し時（満期）の税制・社会保障負担

満期の引出し時では、いずれのコンパートメントから得られた給付かによって、適用される税制・社会保障負担が変わるため、コンパートメント1（表5）とコンパートメント2・3（表6）に分けて説明する。さらに、定期金で受給するか、一時金で受給するかによっても区別される。

0.5%の単一税率でかかる。①稼働所得および代替所得、②資産所得、③投資益、④貴金属・宝石・工芸品・収集品・骨董品の売却、⑤フランス宝くじ公社（Française des jeux）の経営するゲームへのかけ金、⑥馬券へのかけ金、⑦会員制賭博場やカジノの経営するゲームの総収入（produit brut）。

⁷⁹ その内訳は、CSG・9.2%、CRDS・0.5%、連帶的徴収（prélèvement de solidarité、租税一般法典235 ter条）7.5%である。

表5 引出し時の税制・社会保障負担（コンパートメント1）

		拠出時に所得税制上の優遇措置を	
		Ⓐ受けた	Ⓑ受けていない
定期金	所得税	①10%の控除後に課税	②年齢に応じた控除後に課税
	社会保障 にかかる徴収金	③年齢に応じた控除後に 17.2%で賦課	④・元金は賦課されない ・運用益は17.2%で賦課
一時金	所得税	⑤・元金は控除なしで課税 ・運用益は12.8%の分離 課税	⑥・元金は非課税 ・運用益は12.8%の分離 課税
	社会保障 にかかる徴収金	⑦・元金は賦課されない ・運用益は17.2%で賦課	

出典：PERの概要（Service-Public.fr）等を参考に筆者作成

コンパートメント1は、コンパートメント2・3と異なり、拠出時に所得税制上の優遇措置を受けたか否かによっても税制・社会保障負担が異なる。

拠出時に所得税の課税基礎からの控除を受ける（表5Ⓐ）と、拠出時の所得税負担を軽減できる代わりに給付時の所得税負担が大きくなり、拠出時には所得税の課税基礎からの控除を受けない（表5Ⓑ）と、拠出時の所得税負担は大きいが、給付時の所得税負担が軽減される。特に、Ⓐは引退時点で所得が大きく減少する高所得層にメリットがある⁸⁰。

表5②の「年齢に応じた控除」とは、受給開始時の年齢が、⑦50歳未満の場合は70%、①50歳から59歳までの場合は50%、⑧60歳から69歳までの場合は40%、⑨69歳以上の場合は30%が、それぞれ課税対象となる（以上、租税一般法典158条6。表5③も同じ）。フランスの老齢年金は、原則として60歳から69歳までの間に支給開始される。そのため、実際上、所得税は、受け取る定期金の40%を基礎として適用される（⑨）。たとえば、被用者が、65歳で100ユーロの定期

⁸⁰ フランスの所得税は、所得に応じて0%（11,497ユーロ以下）（）内は課税所得を指す。以下同じ）、11%（11,497ユーロ超～29,315ユーロ以下）、30%（29,315ユーロ超～83,823ユーロ以下）、41%（83,823ユーロ超～180,294ユーロ以下）、45%（180,294ユーロ超）の5段階となっている。そして、30%以上の所得税率が適用される納税義務者が、引退時の所得減少により、限界税率（適用される税率区分のなかで、最高区分の税率）が1～2段階下がる場合は、拠出時に所得税の課税基礎からの控除を受ける（表5Ⓐ）方がメリットがあるとされる（Morvan (2025, p.1339)）。もっとも、拠出時に、将来を考慮にいれながら、所得税の課税基礎からの控除を受けるか否かを決めるには、かなりの先見の明を要するとの指摘もある（Di Camillo (2024, p.428)）。

金を受け取る場合、当該被用者は、40 ユーロに所得税が課される（適用される所得税率は、脚注 80 参照）。

こうして、表 5 の①と②を比較すると、定期金で受給する場合、拠出時に所得税の課税基礎からの控除を受けた者は、10%の控除後に所得税が課される（給付額の 90% に所得税が課税される）のに対し、拠出時に所得税の課税基礎からの控除を受けていない者は、給付額の 40%だけに所得税が課税されるにすぎない。

なお、定期金で受給すると、課税所得が 29,315 ユーロを超える場合には 30% の所得税が課税される（脚注 80 参照）のに対し、一時金で引き出せば 12.8% の税率で済む（表 5⑤・⑥）ことから、富裕層に対する「給付時における隠れた税制優遇」⁸¹ともいわれる。

表 6 引出し時の税制・社会保障負担（コンパートメント 2・3）

		コンパートメント 2	コンパートメント 3
定期金	所得税	①年齢に応じた控除後に課税	②控除なしで課税
	社会保障にかかる徴収金	③年齢に応じた控除後に 17.2% で賦課	④10.1% で賦課
一時金	所得税	⑤元金・運用益とも非課税	
	社会保障にかかる徴収金	⑥・元金は賦課されない ・運用益は 17.2% で賦課	

出典：PER の概要（Service-Public.fr）等を参考に筆者作成

コンパートメント 2 は、定期金または一時金による受給を選択できるが、コンパートメント 3 は、一時金による引出しは認められておらず、定期金のみによる引出しとなる（前述 3.7.2）。

表 6①・③の「年齢に応じた控除」については表 5②の説明を、表 6④の徴収金の内訳は脚注 46 を、それぞれ参照されたい。

4 おわりに—PER が上乗せ制度にもたらしたもの

最後に、旧制度との比較も踏まえて、PER が上乗せ制度に与えた影響を検討する。

⁸¹ Di Camillo (2024, p.428)

4.1 適用される規則の統一

従前、拠出建て上乗せ制度は、職域・企業ごとに複数の制度（保険契約や金融商品）が併存し、それらに対する規制もそれぞれに定められ、複雑でわかりにくいことが、制度の発展を妨げていると指摘されてきた⁸²。

こうした指摘を受けて、PACTE 法は、拠出建て上乗せ制度に関する商品の根拠法典が、これまで保険法典、共済法典、社会保障法典、労働法典と分散していたのを、通貨金融法典に一本化した。とりわけ、優遇税制（特に所得税からの控除）を受けるために引退貯蓄商品が遵守すべき規則を同法典でまとめており、それを満たす商品が PER ということになる。実際、通貨金融法典は、拠出方法、情報提供義務、早期引出し、受給方法、税制および社会保障負担上の優遇措置について共通の規制を受ける商品で、職業を問わず個人が加入できる制度も、企業が被用者向けに提供する制度も含まれる 3 つの類型の PER を設けている（前述 3）。これにより、拠出建て上乗せ制度に関する法制度を利用者にわかりやすいものとすることが目指された。

そして、PER の創設以降、上乗せ制度の加入者は飛躍的に増加している。2018 年から 2019 年の加入者数の推移と PER に加入できるようになったそれ以降の推移を比べれば一目瞭然である。他方で、旧制度（PERP、Madelin 契約、PERCO、83 条制度）の加入者数は減少していることもわかる（表 7 参照）。

⁸² 引退貯蓄商品の総額（口座に積み立てた貯蓄の金銭的価値）は、2016 年末で 2190 億ユーロ、家計資産の約 1.5% であり、フランスで貯蓄性商品としてよく利用されている生命保険（1 兆 7000 億ユーロ）や、Livret A 等の非課税貯蓄性預金（4000 億ユーロ）に比べると、少額にとどまっていた（Assemblée nationale (2018, p.249)）。

表7 主たる上乗せ制度の加入者数の推移

(単位：千人)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
個人レベルの上乗せ制度	4,536	4,583	4,993	5,343	5,540	5,980
個人型 PER	—	65	1,188	1,960	2,579	3,146
PERP	2,294	2,288	2,168	1,920	1,724	1,690
非被用者向け商品						
Madelin 契約	1277	1266	1056	926	734	666
集団レベルの上乗せ制度						
拠出建て制度	8,760	8,959	9,304	9,943	10,534	11,356
集団的企業型 PER	—	314	1038	1751	2577	3003
強制加入の企業型 PER	—	1	322	884	2663	3310
PERCO	2674	2522	2102	1629	1103	948
83条制度	5738	5768	5518	5345	3869	3771

注：給付建て制度については統計がない。

出典：DREES, *La retraite supplémentaire facultative et l'épargne retraite* (https://drees2sgsocialgouv.opendatasoft.com/explore/dataset/2034_la-retraite-supplementaire-facultative-et-l-epargne-retraite/information/)の一部の制度を抜粋して筆者作成

また、加入者あたりの掛金をみても、特に、個人型 PER や集団的企業型 PER への掛金額は、旧制度より大きい（表8 参照）⁸³。

⁸³ ただし、個人型 PER への掛金額が大きいのは、一般的に制度開始時の拠出額が、以降の拠出額よりも高いこと、初回の拠出額には、他の制度から移換した金額が含まれる場合があることを考慮する必要がある（DREES (2025, p.264)）。

表8 主たる上乗せ制度における加入者あたりの平均掛金年額の推移

(単位:ユーロ)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
個人レベルの上乗せ制度	2,169	2,277	2,988	3,619	3,242	3,149
個人型 PER	—	6,232	3,761	4,745	3,967	3,655
PERP	1,804	1,849	2,223	1,894	1,580	1,522
非被用者向け商品						
Madelin 契約	3,420	3,234	3,592	3,523	2,971	2,911
集団レベルの上乗せ制度						
拠出建て制度	1,589	1,729	1,745	1,792	1,834	1,850
集団的企業型 PER	—	3,150	2,472	2,417	2,401	2,390
強制加入の企業型 PER	—	1,446	1,264	1,956	1,216	1,268
PERCO	1,961	2,064	1,847	1,697	1,802	2,020
83条制度	1,402	1,446	1,506	1,451	2,025	2,132

注: 給付建て制度については統計がない。

出典: DREES, *La retraite supplémentaire facultative et l'épargne retraite* (https://drees2-sgsocialgouv.opendatasoft.com/explore/dataset/2034_la-retraite-supplementaire-facultative-et-l-epargne-retraite/information/)の一部の制度を抜粋して筆者作成

4.2 拠出建て上乗せ制度のための商品の競争を刺激する

旧制度は、保険会社等との間の保険契約をベースにした引退貯蓄商品 (PERP、Madelin 契約、83条制度) と、資産運用会社との間の投資信託をベースにした引退貯蓄商品 (PERCO) に区分されていた。これにより、商品を提供する主体間の競争が起こりにくく、引退貯蓄の利用者に不利益となりうる状況が生じていた。たとえば、商品の価格が高いこと、満期以前にサービス提供者を変更できないこと、手数料が高いこと等である⁸⁴。

そこで、PER では、拠出建て上乗せ制度のための保険契約と金融商品の競争をはかっている。具体的には、保険契約に拠っていた制度 (PERP、Madelin 契約、83条制度) の後継である PER (個人型 PER および強制加入の企業型 PER) でも、資産運用会社の金融商品を利用できるようになった (前述 3.2)。また、PER では、利用者は、サービス提供者を別の管理運営組織に簡単に変更することができる (前述 3.5)。特に、旧制度と比べて商品を提供できる人的対象が広がった資産運用会社は、手数料の引下げ競争をもたらし、利用者に提供される商品を充実させるこ

⁸⁴ PER の概要 (economie.gouv.fr) 参照。

とが期待された⁸⁵。

4.3 企業の成長

PER は、法律名 (PACTE) に込められた「企業の成長」にどうつながるだろうか。

まず、引退貯蓄商品の魅力を高めるために PER がとった施策を、重複を厭わず以下に示しておこう。異なるルールや税制によって規制されているため、わからづらかった引退貯蓄商品を通貨金融法典に定める共通の規則の下に置いた。そして、個人が加入できるものも、被用者向けのものも（被用者向けのものについては、一定のカテゴリーの被用者のみを強制加入の対象とするものも、すべての被用者が任意で加入できるものも）、保険契約、金融商品の双方を提供できる（つまり、保険会社等と資産運用会社のいずれも提供できる）こととし、利用者の引退貯蓄商品（特に金融商品）に対する選択肢を増やした。それだけでなく、早期引出しのできる理由を拡大し、また、一時金による受給も広く認めることで、貯蓄の受給方法の柔軟性を高め、利用者のニーズに合わせて利用しやすいものとなっている。

こうして、引退貯蓄商品（特に金融商品）の魅力と利用しやすさを高め、労働者の出資を促し、株式への投資が増えることで、家計の貯蓄を企業への資金調達に向けることを狙いとしている。これにより、企業は、その成長と変革のために必要な財源を獲得できる⁸⁶。

4.4 上乗せ制度は老後の所得保障なのか

PACTE 法による PER を通じた上乗せ制度の改革は、互いに関連する以下の 2 点で、上乗せ制度の「老後の所得保障」（老齢リスクのカバー）の性格を弱めているようにみえる。

4.4.1 PER の受給方法

第一に、PER の受給方法である。PER は、個人型・企業型を問わず積み立てた貯蓄を（義務的に拠出する掛金に対応する部分（コンパートメント 3）を除いて）、全額一時金で受け取ることができる。これに対し、旧制度では、PERCO を除き、PERP が上限付で一時金で受け取ることができるようにすぎなかった（表 2 参照）。また、PERCO も、あくまで PERCO を設置する合意のなかで、一時金での受取を

⁸⁵ PER の概要 (economie.gouv.fr) 参照。他方で、保険契約が、競争上一方的に不利に立たされるわけではない。特に、加入者が死亡したときに被扶養者や未成年の子に支給される年金等の補足的保障の提供は、保険商品にのみ認められている。また、資産配分についても、保険契約は、金融商品よりも幅広い可能性が認められており、理論的にはより効率的な資産運用が可能である (Montanier and Kovac (2020), p.200)。

⁸⁶ PER の概要 (economie.gouv.fr) 参照。

定めることができるだけなのに対し（労働法典 L.3334-15 条）、PER では、加入者の選択により、一時金での受取が可能となっている（L.224-5 条）。この背景には、一時金で受け取りたい利用者からのニーズに応えることで、引退貯蓄を「商品」として魅力的にしたいという政府の思惑が垣間見える。実際、集団的企業型 PER において、一時金での受取は広く選択されているだけでなく、個人型 PER でも終身定期金で受給する割合が減少し、代わって一時金で受給する割合がはっきりと増加している（表 9 参照）。結局、PER が、「老後の所得保障」となるかは、加入者による受給方法の選択次第となっている。こうした状況について、PER を所轄する経済・財政担当省とのヒアリングでは、PER は、強制加入制度を代替するものではなく、補足するものだから、強制加入制度が終身の所得保障を担い、上乗せ制度は一時金で支給するという考えでもよいとする発言があった⁸⁷。

⁸⁷ 2023 年 10 月 24 日のフランス経済・財務・産業・デジタル主権省とのヒアリングによる。なお、わが国でも、近年、公的年金の上乗せとして私的年金をとらえるのではなく、就労引退から公的年金支給開始までの「つなぎ」として活用すべきとする主張がみられている（谷内（2022））。

表9 主たる上乗せ制度の受給方法

	方法別支給額割合 (%)											
	終身定期金				定額一括支給				一時金			
	2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023	2020	2021	2022	2023
個人型上乗せ制度	79	72	67	69	15	18	20	18	6	10	13	13
個人型 PER	77	73	58	59	1	11	11	6	22	16	32	36
PERP および 他の個人型契約 ¹	79	68	69	72	16	21	22	22	5	11	9	5
非被用者向けの 商品 ²	81	79	72	17	19	21	28	26	0	0	0	0
拠出建ての集団型 上乗せ制度	71	63	58	56	7	11	16	16	22	26	26	28
集団的企業型 PER および PERCO ³	3	0	1	0	0	2	2	0	97	97	97	100
集団的企業型 PER	6	1	1	0	0	4	3	0	94	95	96	100
PERCO	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	100
強制加入の企業型 PER および 82条・ 83条制度	88	81	75	76	9	14	20	21	3	4	5	3
強制加入の 企業型 PER	96	80	47	33	3	14	36	64	1	6	18	3
83条制度および 他の集団型契約 ⁴	91	85	80	82	9	15	21	18	<1	0	0	0
82条制度 ⁵	51	38	38	41	<1	0	0	0	49	62	62	59
給付建ての集団型 上乗せ制度	99	99	98	96	1	1	2	4	0	0	0	0
租税一般法典 39条 制度	99	99	98	96	1	1	2	4	0	0	0	0
合計	79	72	67	67	9	13	16	15	12	15	17	18

¹ 特に、公務員および地方議会議員向けの類似商品 (Préfon 等)。

² Madelin 契約および農業経営者向けの契約。

³ 終身定期金での給付は、PERCO や集団的 PER を管理する賃金貯蓄管理組織により直接支給されるものではなく、終身定期金の割合を直接測定することはできない。上記の組織から保険会社に移転される終身定期金や定期払い金に転換される一時金が、一時金での給付のカテゴリーに含まれる。こうした移転は、2023 年の PERCO の給付で 0.2%未満、2023 年の集団的 PER の給付

で0.3%未満である。

⁴ PERE および租税一般法典 83 条の対象となる契約にかかる税制の適用を受ける他の企業型上乗せ年金商品 (Repma (農業共済組合の福利厚生制度), L.441 (保険法典 L.441-1 条に基づく, ポイント制の保険型の団体年金制度の総称) 等)。

⁵ 企業が、一部の被用者だけに提示し、使用者のみが拠出する団体保険契約 (租税一般法典 82 条を根拠とする)。任意加入である点で 83 条制度と異なり、税制上・社会保障負担上の優遇措置も設けられていない。

出典 : DREES (2022) *Les retraités et les retraites, édition 2022*, p.242 ; DREES (2023) *Les retraités et les retraites, édition 2023*, p.250 ; DREES (2024) *Les retraités et les retraites, édition 2024*, p.255; DREES (2025) *Les retraités et les retraites, édition 2025*, p.256 を参考に筆者作成

受給方法については、主たる住居の購入を理由とする早期引出しが、広く認められるようになったことも挙げられる。このことは、見方を変えれば、不動産を購入すれば、老後の生活を見据えて投資した金額を、直ちに引き出せるということでもある。PER は、「老後の所得保障」である強制加入制度の上乗せという性格から逸脱している面もあるといえよう⁸⁸。

4.4.2 PER の所轄省庁と根拠法典

第二に、より大きな意味をもちうるのが、PER の所轄省庁と根拠法典である。前述したことからも窺われるよう (前述 2.2 および脚注 29 参照)、PER は、企業モデルや金融市场のより総合的な改革を志向する PACTE 法の一隅をなすにすぎない。実際、同法は、(労働や社会保障の担当大臣ではなく) 経済・財政担当大臣が閣議に提出した法案を基にしており、経済・財政担当省が所轄している。そして、PER に関する規定は (労働法典や社会保障法典ではなく) 通貨金融法典に置かれている。これは、上乗せ制度を経済的な観点から考えるもので、立法府が、より競争を強化したい—ここでは、銀行と保険会社の競争—と考えている市場における「商品」ととらえていることの発現であるとする専門家もいる。この専門家によれば、引退貯蓄は金融商品である以上、銀行・証券会社等に関する規制を置く通貨金融法典に規定することになるという⁸⁹。実際、労働担当省とのヒアリングでは、上乗せ制度は、強制加入制度との関係で、副次的な位置づけにとどまり、老齢年金の補填よりも貯蓄商品としての性質が強いとの発言があった⁹⁰。

2 点とも、(特に行政とのヒアリングからは) 賦課方式である強制加入制度の役

⁸⁸ Di Camillo (2024, p.519) さらに、同書は、主たる住居の購入を理由とする早期引出しが認められることで、引退貯蓄は不動産投資の手段となっており、老齢リスクのカバーは、任意の目的になっているとする (*ibid.*)。

⁸⁹ 以上は、2024 年 3 月 21 日の Nicolas Di Camillo 准教授 (Franche-Comté 大学) とのヒアリングによる (役職と所属は当時のもの)。

⁹⁰ 2023 年 10 月 23 日のフランス雇用労働省とのヒアリングによる。

割の大きさと強い信頼（前述 1.2）というフランスの特徴を踏まえての改革であることが窺われる。もっとも、冒頭でも述べたように、上乗せ制度の掛金額やそれが年金制度全体に占める割合の傾向からは、今後強制加入制度に対し、上乗せ制度の比重が徐々に大きくなっていくことが考えられる（前述 1.2）。その主翼を担う PER（引退貯蓄制度）は、老後（「引退」後）の所得保障のために強制加入の社会保障を補うという観点よりも、経済政策のための商品（「貯蓄」商品）の側面を重視することで、その魅力を高めようとしている（それは結果として、企業の成長と変革のために必要な資金供給に貢献するものとなる）。PER では、もはや「老齢リスクのカバー [...] は、最優先の考慮事項ではない」⁹¹のである。

〔謝辞〕本稿執筆にあたっては、フランス雇用労働省、フランス経済・財務・産業・デジタル主権省、Nicolas Di Camillo 准教授（Franche-Comté 大学。役職と所属はヒアリング当時）から、ヒアリングや資料提供等を通じて多大なご示唆・ご教授を戴いた。また、掲載に際しては、2名の匿名の査読者より貴重なご指摘を賜った。記して感謝申し上げる。もっとも、本稿にあり得る誤解や不明確な点は、すべて筆者のみの責任に帰するものである。

〔付記〕本稿は、JSPS 科研費（21K01185、25K04798）の助成による研究成果の一部である。

参考文献

- 石川真衣（2020）「企業の成長及び変革に関する 2019 年 5 月 22 日の法律第 2019-486 号（PACTE 法）」『比較法学』Vol.54 No.2, pp.91-148.
- 笠木映里（2024）「フランスの年金制度」『年金と経済』Vol.43 No.2, pp.72-76.
- 柴田洋二郎（2017）「フランスにおける公的年金と私的年金の連携」『老後所得保障における公的年金と私的年金の連携に関する比較法研究』（厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 2016 年度総括研究報告書）pp.11-29.
- 小学館ロベル仏和大辞典編集委員会編（1988）『小学館ロベル仏和大辞典』小学館.
- 嵩さやか（2006）『年金制度と国家の役割—英仏の比較法的研究』東京大学出版会.
- 嵩さやか（2011）「補論 3 フランスの企業年金制度」財団法人年金シニアプラン 総合研究機構『老後保障の観点から見た企業年金の評価に関する研究 総括研究報告書【第 1 部（補論）】』pp.29-44.
- https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/H_22_06.pdf (2025.10.16)
- 谷内陽一（2022）『WPP シン・年金受給戦略』中央経済社.

⁹¹ Di Camillo (2024, p.524)

- 森戸英幸 (2003) 『企業年金の法と政策』有斐閣。
- Assemblée nationale (2018) *Étude d'impact. Projet de loi relatif à la croissance et la transformation des entreprises.*
https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/l15b1088_etude-impact.pdf (2025.10.16)
- COR (2001) *Retraites : renouveler le contrat social entre les générations - Orientations et débats.*
<https://www.cor-retraites.fr/sites/default/files/2019-06/doc-1752.pdf> (2025.10.16)
- DREES (2025) *Les retraités et les retraites, édition 2025.*
https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications-communique-de-presse-documents-de-reference/250731_PANORAMAS-retraites (2025.10.16)
- economie.gouv.fr "Le nouveau Plan Epargne Retraite (PER)". (文中では、「PER の概要 (economie.gouv.fr)」として引用)
<https://www.economie.gouv.fr/PER-epargne-retraite> (2025.10.16)
- Exposé des motif (2018) (文中では、「提案理由説明」として引用)
https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000037080861/?detailType=EXPOSE_MOTIFS (2025.10.16)
- Di Camillo, N. (2024) *La protection sociale complémentaire au prisme des mobilités professionnelles : Contribution à l'étude des frontières de la protection sociale*, LGDJ, France.
- Montanier , P. and Kovac, J. (2020) "Épargne retraite (L. N° 2019-486, 22 mai 2019)" in Allais, J. et al, *La loi Pacte*, LexisNexis, France, pp.197-219.
- Morvan, P. (2025) *Droit de la protection sociale*, LexisNexis, 12^e éd., France.
- Service-Public.fr "Plan d'épargne retraite (PER)". (文中では、「PER の概要 (Service-Public.fr)」として引用)
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F34982> (2025.10.16)

略語表

- ARIA : assurance retraite individuel des artisans (職人個別老齢年金保険)
- AVOCAPI : 弁護士のみが任意加入できる引退貯蓄の商品名 (固有名詞であって、正確には略語ではない)
- CAPIMED : 医師のみが任意加入できる積立方式の老齢年金の商品名 (固有名詞であって、正確には略語ではない)
- CASA : contribution additionnelle de solidarité pour l'autonomie
 (自律のための連帯付加拠出金)
- CET : compte épargne-temps (時間貯蓄口座)
- CJCE : cour de justice des Communautés européennes
 (ヨーロッパ共同体裁判所)

CJUE : cour de justice de l'Union européenne (ヨーロッパ連合裁判所)
COR : conseil d'orientation des retraites (年金方針評議会)
CRDS : contribution pour le remboursement de la dette sociale
(社会保障債務償還拠出金)
CRH : complémentaire retraite des hospitaliers (病院勤務者補足老齢年金)
CSG : contribution sociale généralisée (一般化社会拠出金)
DREES : Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques
(調査研究評価統計局)
FONLIB : 自由業者向けの上乗せ老齢年金の商品名 (固有名詞であって、正確には略語ではない)
PACS : pacte civil de solidarité (民事連帯契約)
PACTE : plan d'action pour la croissance et la transformation des entreprises
(企業の成長と変革のための行動計画)
PEIR : plan d'épargne individuelle pour la retraite (引退のための個人貯蓄制度)
PER : plan d'épargne retraite (引退貯蓄制度)
PERCO : plan d'épargne pour la retraite collectif (集団的引退貯蓄制度)
PERE : plan d'épargne retraite d'entreprise (企業引退貯蓄制度)
PERP : plan d'épargne retraite populaire (一般引退貯蓄制度)
PPESV : plan partenarial d'épargne salariale volontaire
(任意的貯蓄制度)
PPESVR : plan partenarial d'épargne salariale volontaire pour la retraite
(引退のための任意的貯蓄制度)
PRÉFON : prévoyance de la fonction publique (公務員福利厚生)
Repma : régime de prévoyance de la mutualité agricole (農業共済福利厚生制度)